

## 埋立条例運用変更 Q&A

### 1 総論

Q1-1: 今回の運用変更の目的は？

A1-1: 今回の運用変更は、事業者の事務負担の軽減を目的にしたものです。埋立条例による規制強化や規制緩和を目的としたものではなく、特定事業許可要否の判断は従前どおりです。

Q1-2: 道路等を挟み3つ以上の3,000m<sup>2</sup>以上の埋立地が隣接する場合、それらをまとめて1つの特定事業許可申請をすることは可能か？

A1-2: 1つにまとめて特定事業許可申請をすることができます。

Q1-3: 道路等を挟み3,000m<sup>2</sup>以上の埋立地と3,000m<sup>2</sup>未満の埋立地が隣接する場合、それらをまとめて1つの特定事業許可申請をすることは可能か？

A1-3: 今回の運用変更は、従前2つ以上の特定事業許可を要していた隣接する埋立地について、1つの特定事業許可申請で取り扱うことができることとしたものであり、条例による規制強化や規制緩和を目的としたものではないため、特定事業許可が不要な3,000m<sup>2</sup>未満の埋立地を含めて許可申請することを認めるものではありません。

### 2 運用変更時期、運用変更の過去遡及

Q2-1: 今回の運用変更は、H28年4月以降の申請から適用か？H28年4月以降の許可を前提にH28年3月以前に申請することは可能か？

A2-1: H28年4月以降の申請から適用します。なお、申請の事前相談はH28年3月以前でも受け付けます。

Q2-2: H28年4月より前に特定事業許可を取得した事業地が2つあり、それらが道路等を挟み隣接する場合には、H28年4月以降、何ら手続きすることなく1つの事業地として取り扱って良いのか？

A2-2: 1つの事業地として取り扱いたい場合には、変更許可申請（条例第11号第2号の変更を伴う旨の申請）をしていただければ、1つの事業地として変更許可します。その許可後は1つの事業地として取り扱うことができます。

なお、今回の運用変更は、「1つの事業地として取り扱うことができる」旨の運用変更であるため、上記の変更許可申請を義務付けるものではなく、従前どおり2つの事業地として取り扱うことでも差し支えありません。

また、変更許可申請を要する事項（例：特定事業の施行期間の延長）が判明した時期に合わせて、今後1つの事業地として取り扱いたい旨も含めて変更許可申請をして頂くことも可能です。

### 3 埋立地を分断する「道路・水路等」について

Q3-1: いかなる道路・水路であっても、今回の運用変更の対象となるのか？

A3-1: 許可後は1つの事業地として管理することが前提であるため、道路・水路等で挟まれた双方の事業地を容易に行き来できることが必要です。よって、例えば、中央分離帯のある道路や大型河川等で挟まれた事業地であって、容易に行き来できないような場合には、今回の運用変更の対象とはなりません。

但し、他法令の許認可等で1つの事業とされていることが客観的に明らかである場合には、今回の運用変更の対象とします。